

独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の会計に係る省令改正について（報告）

医政局医療経営支援課医療独立行政法人支援室

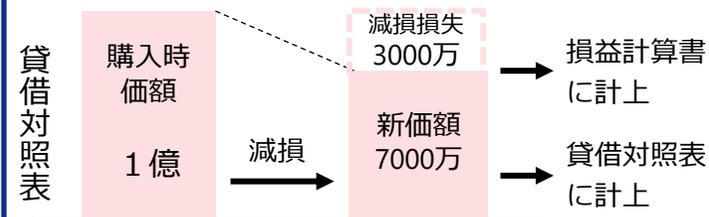
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の会計に係る省令改正について

1. 現状適用されている会計基準について

- 国立病院機構及び地域医療機能推進機構に適用される会計基準については、独立行政法人通則法及び厚生労働省令により、原則として企業会計基準を採用しつつ、独立行政法人会計基準を優先して適用することとされている。
- ただし、国立病院機構及び地域医療機能推進機構が独立採算型であること等の観点から、固定資産の減損に係る会計基準については、原則どおり、企業会計基準が適用されている。

<固定資産の減損の例>



2. 固定資産の減損会計の考え方

	企業会計基準	独立行政法人会計基準	(参考) 医療法人会計基準
減損会計の基本的な考え方	<p>資産の収益性の低下により投資額を回収する見込みがなくなったとき等に減損に係る会計処理を行う。</p> <p>[投下資本]</p> <p>↓</p> <p>[概ね連続して経常収支が赤字] [将来キャッシュで回収不可]</p> <p>⇒ 資産価値切り下げ (減損)</p> <p>※収益力の低下で判断</p>	<p>固定資産のサービス提供能力が著しく減少し、将来にわたりその回復が見込めないとき等に減損に係る会計処理を行う。</p> <p>[投下資本]</p> <p>↓</p> <p>[業務遂行に使えるか] [資産の価値が減少したか]</p> <p>⇒ 資産価値切り下げ (減損)</p> <p>※収益力に関わらず事業目的にそって使用するかで判断</p>	<p>資産の時価が著しく低くなった場合に、回復の見込みがあると認められるときを除き、評価減の会計処理を行う。 (企業会計の基準は取り入れず)</p>
各会計基準を採用している法人の例	<ul style="list-style-type: none"> 国立病院機構 地域医療機能推進機構 等 	<ul style="list-style-type: none"> 国立高度専門医療研究センター 労働者健康安全機構 等 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法人

独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の会計に係る省令改正について

3. 当時の考え方とその後の環境変化に伴う課題

独立行政法人会計基準Q & Aに示された以下の観点等を踏まえ、固定資産の減損に係る基準については企業会計基準を採用。

当時の考え方

独立採算型等の観点

国からの財源措置に依存しない業務運営を行っている場合や、事業費の一部について補助金等の交付を受けているがその金額が比較的小さい場合が該当する。

業務の性格及び環境等の観点

市場から収益を得ている場合のように、業務の性格及び環境等が民間企業の活動に類似していると認められる場合であって、投資額の回収が予定されている場合が該当する。

環境の変化

コロナ禍において、厚生労働大臣からの要求により、感染症病床の確保や医療従事者の派遣、臨時医療施設の運営等を実施

コロナ禍後の令和4年の感染症法改正により、都道府県との間で医療措置協定の締結を義務付け

昨今の物価上昇、賃金上昇の影響に伴う費用増や患者減少等に伴う収益減

令和7年の医療法改正により、今後、新たな地域医療構想の検討が始まる。

現状の課題

厚生労働大臣からの要求や法律による義務付け等により、法人の経営上、政策的な配慮が必要な要素が増加

物価上昇等の影響もある一方、主な収入が診療報酬（公定価格）に制約されているが、企業のように収益性のみで事業の縮小や廃止することができる状況にない

今後の新たな地域医療構想の検討や都道府県や医療機関との連携に当たり、両法人の財務状況も適切に評価する必要がある。

- 診療報酬等の収入による業務運営を行っているものの、業務の性格や環境等が民間企業の活動に類似している状況にはない。
- 企業会計基準により減損処理した場合、独立行政法人の目的に沿って、適切に使用されているものの、サービスの提供が十分行われていないと捉えられてしまうおそれ。

上記のことから、国立病院機構及び地域医療機能推進機構について適切な評価を行うため、会計に関する省令の改正を行い、令和7事業年度から、固定資産の減損に係る基準について独立行政法人会計基準によることとする。

独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の会計に係る省令改正について

4. 令和7事業年度から会計方針を変更する場合について

省令改正を行い、令和7事業年度から適用することは、中期目標、中期計画及び令和7事業年度の進行中に会計基準を変更することとなるが、

- 財務状況を適切に把握し、法人の実態を適切に開示するためには、適切な会計基準により法人の活動成果を測定する必要があり、前提となる環境が大きく変化した場合には、進行年度中の変更も検討すべきという意見もあること、
- 固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準に変更された場合は、その基準に従って適切に減損処理が行われること、
- 今般の省令改正により会計期間中に複数の処理が混在すること（期間内不統一）はなく、また省令改正による基準変更があった旨の注記が行われる見込みであること
- この中期目標、中期計画期間において、収益性に着目した基準（企業会計基準特有の基準）による減損処理は行われていないことから、同期間の他事業年度との比較においても不統一は生じないこと

といったことから、中期目標、中期計画及び事業年度の途中における省令改正による会計基準変更の影響は限定的であることから令和7事業年度から適用する。

<参考：独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第77号）（抄）>
（企業会計原則等）

第八条 機構の会計については、この省令に定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。**ただし、平成十七年六月二十九日に設定された固定資産の減損に係る基準については、この限りでない。**

※ 地域医療機能推進機構についても、独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成17年厚生労働省令第145号）第8条に同様の規定あり。